



消防だより

■お問い合わせ
上ノ国消防署
☎ 0139-55-2071

消防団の各分団員が揚水訓練を実施しました！！

9月19日（土）に上ノ国町消防団第7分団、9月20日（日）に上ノ国町消防団第2分団、9月27日（日）に上ノ国町消防団第5分団並びに第8分団、10月4日（日）に上ノ国町消防団第1分団並びに第4分団がそれぞれ各管轄内において揚水訓練を実施しました。今年は新型コロナウイルス感染症の影響により、毎年実施していた上ノ国消防団総合訓練大会が中止となり、全体での訓練が無くなってしまいました。そのため、有事に備え今まで以上に基本訓練に重きを置いて訓練を実施しています。

各分団長全員が一貫して、「火災時、迅速且つ確実に水を出すことが基本であり、一番消防団に求められることなので、今回の様な訓練を継続することが肝要であり、今後も継続していかなければいけない。」とおっしゃっていました。

“各分団の揚水・取水訓練の様子”



各町内会の119番通報世帯番号について

各町内会の皆様方のご協力により、『119番通報世帯番号』が導入され、導入前と比べ場所の把握や出動時間の短縮に貢献していますが、119番通報時に、『通報世帯番号のみ』を伝えた後、状況を確認する前に電話を切られる方がいらっしゃるため、通報の際には、『通報世帯番号』を伝えた後、必ず消防職員と状況・状態の確認をしていただき、また、消防職員の質問にお答えくださるようお願いします。

なお、救急車は場所の把握ができた時点で出動するため、質問の聴取により出動が遅れることがないことを申し添えます。

海上保安官採用試験のお知らせ

海上保安庁船艇職員・無線従事者航空機職員採用試験を次のとおり行います。

■ 受験資格

- ① 採用日に60歳に達していない者
- ② それぞれ以下の条件を満たす者

受 験 資 格	
航 海	・電子海図情報装置についての能力限定が解除された五級海技士以上の海技免状
機 関	・五級海技士以上の海技免状
通 信 ・ 技 術	・高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、次のいずれかに該当する者 イ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者 ロ 第一級、第二級又は第三海上無線通信士の免許を有する者 ハ 第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者
飛 行	・高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、次の免許を有する者 イ 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明書を有し、かつ第一種航空身体検査証明書を有する者 ロ 航空無線通信士又は第一級、第二級総合無線通信士の資格を有する者
整 備	・高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、次の免許を有する者 イ 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の航空整備士又は航空運航整備士の技能証明書を有する者
航 空 通 信	・高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、次の免許を有する者 イ 航空通信士又は第一級、第二級総合無線通信士の資格を有する者

■ 受付期間

令和2年10月16日(金)～令和2年11月16日(月)

■ 試験地

函館市 ほか

■ 申込方法等

詳しい受験資格、試験地、申込方法、試験内容等は海上保安庁ホームページをご覧ください。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>

recruitment/admission/jcgs-moji.html#lo/saiyou/bosyu/

お問い合わせ 第一管区海上保安本部総務部人事課
☎ 0134-27-0118

米トレサビリティ法をご存じですか？

米穀(玄米、精米、くず米等)を出荷・販売される生産者の方は、この法律の対象になります。

米穀や米加工品に問題が発生した際に、速やかに流通ルート特定するため、米穀や米飯・米加工食品等を取扱う事業者間の取引記録の作成・保存が義務付けられています。

また、消費者が商品選択の際の参考とするため、米穀の産地情報の伝達が義務付けられています。

私たちも法律を遵守することで、「安心・安全」なお米を未来へ繋げていきましょう。



詳細は農林水産省ホームページでご確認下さい。

米トレサ で検索！

■ お問い合わせ
北海道農政事務所 消費・安全部
米穀流通・食品表示監視課
(☎011-330-8814)